

# 令和3年第10回玄海町農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和3年10月7日(木) 午後2時56分から午後4時15分
2. 開催場所 玄海町役場 第3・4会議室
3. 出席農業委員  
1番: 寺田 徹、2番: 岩下 孝嗣、5番: 中山 敬子、6番: 青木 夏男  
7番: 立松 廣志、8番: 世戸 富士夫
4. 出席農地利用最適化推進委員  
越路 磯樹、中山 勝実、宮崎 恒、井口 照英、松尾 正秀、山口 泉
5. 欠席委員  
3番: 吉田 豊
6. 議事日程
  - 1 会議録署名委員の指名について
  - 2 会期の決定について
  - 3 会長の諸報告
  - 4 議案第32号 農地法第3条の許可申請について(所有権移転)
  - 5 議案第33号 農地法第3条の許可申請について(所有権移転)
  - 6 議案第34号 農地法第5条の許可申請について(所有権移転)
  - 7 議案第35号 農地法第5条の許可申請について(所有権移転)
  - 8 議案第36号 農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得「下限面積(別段の面積)」の設定について
7. 農業委員会事務局職員  
事務局長: 山口 善正 係長: 山口 清二 主事: 渡辺 健太

	(午後 2 時 56 分開会)
会長	本日の出席 農業委員 6 名であります。 そして、推進委員は 6 名出席していただいております。
会長	これより令和 3 年第 1 0 回玄海町農業委員会総会を開会いたします。
会長	本日の議事日程については、お手元の日程表により進行いたします。 日程 1 会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第 18 条の規定に基づき、会長において、1 番 寺田委員、2 番 岩下委員を指名します。
会長	日程 2 「会期の決定について」を議題とします。 お諮りします。会期は本日 1 日間といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。  (異議なしと呼ぶ者あり)
会長	ご異議なしと認めます。よって会期は本日 1 日間と決定されました。
会長	日程 3 会長の諸報告
会長	日程 4 議案第 3 2 号「農地法第 3 条の許可申請について」を議題とします。事務局に説明を求めます。
事務局	議案第 3 2 号「農地法第 3 条の許可申請について」
会長	事務局からの説明が終わりましたので、ただいまの説明に関連して、担当地区の委員より報告をお願いします。
委員	( 3 区 山口委員 )
会長	ありがとうございました。担当地区委員からの報告が終わりました。 これより質疑に入ります。  (質疑終了)
会長	これを以て質疑を終わり採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

	(異議なしと呼ぶ者あり)
会長	ご異議なしと認めます。議案第32号「農地法第3条の許可申請について」を原案のとおり許可することに賛成委員の挙手を求めます。
	(挙手全員)
会長	挙手全員と認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。
会長	日程5 議案第33号「農地法第3条の許可申請について」を議題とします。事務局に説明を求めます。
事務局	議案第33号「農地法第3条の許可申請について」
会長	事務局からの説明が終わりましたので、ただいまの説明に関連して、担当地区の委員より報告をお願いします。
委員	(3区 山口委員)
会長	ありがとうございました。担当地区委員からの報告が終わりました。これより質疑に入ります。
	(質疑終了)
会長	これを以て質疑を終わり採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。
	(異議なしと呼ぶ者あり)
会長	ご異議なしと認めます。議案第33号「農地法第3条の許可申請について」を原案のとおり許可することに賛成委員の挙手を求めます。
	(挙手全員)
会長	挙手全員と認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。
会長	日程6 議案第34号「農地法第5条の許可申請について」を議題とします。事務局に説明を求めます。
事務局	議案第34号「農地法第5条の許可申請について」

会長	事務局からの説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。  (質疑終了)
会長	これを以て質疑を終わり採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。  (異議なしと呼ぶ者あり)
会長	ご異議なしと認めます。議案第34号「農地法第5条の許可申請について」を原案のとおり許可することに賛成委員の挙手を求めます。  (挙手全員)
会長	挙手全員と認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。
会長	日程7 議案第35号「農地法第5条の許可申請について」を議題とします。事務局に説明を求めます。
事務局	議案第35号「農地法第5条の許可申請について」
会長	事務局からの説明が終わりましたので、これより番号1の質疑に入ります。  (質疑終了)
会長	これを以て質疑を終わり採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。  (異議なしと呼ぶ者あり)
会長	ご異議なしと認めます。議案第35号「農地法第5条の許可申請について」の番号1を原案のとおり許可することに賛成委員の挙手を求めます。  (挙手全員)
会長	挙手全員と認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。
会長	引き続き、番号2の質疑に入ります。  (質疑終了)
会長	これを以て質疑を終わり採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

	(異議なしと呼ぶ者あり)
会長	ご異議なしと認めます。議案第35号「農地法第5条の許可申請について」の番号2を原案のとおり許可することに賛成委員の挙手を求めます。
	(挙手全員)
会長	挙手全員と認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。
会長	日程8 議案第36号「農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得「下限面積(別段の面積)」の設定について」を議題とします。事務局に説明を求めます。
事務局	議案第36号「農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得「下限面積(別段の面積)」の設定について」
会長	事務局からの説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
	(質疑終了)
会長	これを以て質疑を終わり採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。
	(異議なしと呼ぶ者あり)
会長	ご異議なしと認めます。議案第36号「農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得「下限面積(別段の面積)」の設定について」を原案のとおり許可することに賛成委員の挙手を求めます。
	(挙手全員)
会長	挙手全員と認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。
会長	これを以て、令和3年第10回玄海町農業委員会総会の議案をすべて終了しましたので、閉会したいと思います。ご異議ございませんか。
	(異議なしと呼ぶ者あり)
会長	ご異議ございませんので、令和3年第10回玄海町農業委員会総会を閉会いたします。
	(16:15 閉会)

